

御杖村国民健康保険診療所・保健センター照明設備・空調設備等改修工事 仕様書

(1) 概要

平成12年3月竣工 経年18年で照明設備・空調設備も機器類の劣化への影響が生じて器具及び機器の性能低下が著しい為に全館の照明設備・空調設備改修を行うものとする。他に雨漏り修繕、老人福祉センター内の便所改修工事も含むものとする。

(2) 工事名

御杖村国民健康保険診療所・保健センター照明設備・空調設備等改修工事

(3) 工事場所

奈良県宇陀郡御杖村大字菅野 1581 番地

(4) 建物用途・規模

国民健康保険診療所、保健センター

鉄骨造、地上2階 建築面積 832.4774m² 延床面積 1,466.667m²

老人福祉センター

鉄骨造 平屋建 建築面積 967.835m² 延床面積 904.98m²

(5) 工事期間

入札公告1(4)に記載のとおり。

(6) 入札

入札公告7に記載ののとおり。

(7) 質疑応答

入札公告6に記載ののとおり。

(8) 工事項目

1) 建築工事

1-1) 国民健康保険診療所・保健センター 照明設備・空調設備改修に伴う天井撤去復旧、天井点検口取付、ガラス面の遮熱断熱フィルム貼り

1-2) 国民健康保険診療所・保健センター トップライトシーリング撤去新設 雨漏り修繕

1-3) 老人福祉センター 男子便所・女子便所内改修

1-4) 仮設工事(足場、養生)

2) 電気設備工事

2-1) 国民健康保険診療所・保健センター 照明設備を蛍光灯・白熱灯から一般照明及

び防災照明の全てを LED 照明に更新及び一部スイッチの新設

2-2) 国民健康保険診療所・保健センター 空調設備更新に伴う電源脱着及び電源新設

2-3) 老人福祉センター 男子便所・女子便所内改修に伴う電源工事

2-4) 国民健康保険診療所 一部自火報設備撤去新設

3) 機械設備工事

3-1) 国民健康保険診療所・保健センター 空調機器類の撤去新設 一部配管、配線、ダクトの撤去新設

3-2) 老人福祉センター 男子便所、女子便所、身障者便所改修に伴う給排水衛生設備の撤去新設

3-3) 仮設工事（暖房器具設置）

(9) 工事手順（優先順位）

① 雨漏り修繕については出水期シーズンまでに完了する。

② 全館冷房運転が完了後に空調改修を着手する。

(10) 一般事項

①本工事は本仕様書の他、諸法令を遵守するとともに関係機関に対し詳細な施工計画をもって請負業者が協議し、調整を図るものとする。

②本工事ににかかる作業時間は、施設内及び近隣への振動・騒音等を考慮し、特別な事情がある場合を除いて原則午前9時から午後5時までとする。

③本工事ににかかる機器の搬入については、搬入経路を検討し近隣地域ならびに施設業務に支障がないように計画すること。

④本工事において振動・騒音等を伴う作業を行う場合は、事前に担当職員等と協議し、許可を得てから施工すること。

⑤作業中は、施設のご利用者、職員の安全確保、施設内の備品などへの汚染・破損には十分注意を払うこと。

⑥改修工事に先立ち、工程、手順については担当職員と十分に協議を行った上で施工計画書、工程表を作成し、運用上支障がないよう施工を行うこと。

⑦室内工事については入所者への安全確保を考慮し、空室等を利用しながらの改修工事計画を作成し、担当職員と十分に協議して施工すること。

⑧場内事務所の設営及び工事車両のための駐車場は担当職員と協議して決定する。

⑨工事用の電気、水道使用量は請負者負担とする。施設側を利用する場合は担当職員と協議して支払いすること。

(11) 特記事項

①停電作業において、工程、手順については事前に担当職員と十分に協議を行った上で停電時に必要な箇所への仮設電源を十分確保すること。

②性能試験は、設備機器が正常運転に入り、安定し、かつ構成機器の性能が完全であることを確認した後、担当職員等の立ち会いの上実施する。

- ③請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を使用し適正な処理を行うこと。
- ④本工事は設置工事完了後、発注者の立会い検査合格をもって工事完了とする。
- ⑤工事成果物として、工事写真（施工前、施工中、施工後）・完成図書（機器完成図・竣工図・取扱説明書・保証書・試験成績書）を発注者に提示すること。
また竣工図は CAD データを電子データで提出すること。
- ⑥納入機器においては2年間無償にて修理を行うこと。但し、天災及び発注者に起因する機器破損においては別途相談する。